

消費生活相談

西区役所では、毎月第二、第四木曜日に弁護士による無料法律相談を行っています。当日、朝九時から電話で定員八人の予約を受け付け、午後から一人二十五分間ずつ相談に応じています。

ただ、利用を希望される方が非常に多く、毎回予約開始から数分間で定員に達します。市役所(中央区北一西二)では月曜日から金曜日までの毎日、ほかの区役所では西区とは違う曜日に毎月二回行っていますので、ご利用ください。また、市内には札幌弁護士会が直接相談を受け付けている法律相談センター(有料)があります(西区7ページに記載)。

法律相談で多い相談内容は金銭貸借にかかわる問題次に離婚問題、そして相続問題となっています。このほかにも借地借家に関する問題や不動産売買、登記の問題などがあり、どの問題も自分一人で調べたり、解決したりすることはなかなかできないものです。そんなときは、専門家のアドバイスを受けてみるのはいかがでしょうか。

「商品を購入したけれど、解約したい」などと思

ったことはありませんか。そんな消費者の立場に立つて相談に乗ってくれるのが消費生活相談です。

消費者センターの相談室から西区の窓口に来ている相談員、鹿野良子(らのみ りょうこ)さんは次のようにアドバイスしてくれました。

「二番多い相談はサラ金などの多重債務問題で、相談される方は皆さん、どこに相談すればいいのかも分からない場合が多いようです。私たちも直接介入はできないのですが、対応できる窓口を紹介できます。一番大事なのは、買物をしたりお金を借りたりするときに自分の支払い能力を十分考えることです。訪問販売など高齢者を狙ったものなども増加しており、借りたり買ったりする前にはできるだけだれかに相談するなど、何事もすぐに決めてしまわずに考える時間を持つことを心掛けてほしいものです。」

昨年四月に施行された消費者契約法については「こ

の窓口でも、消費者問題に一步踏み込んで対応できるようにになりました。しかし、消費者側が、事業者側の売り方のどこに問題があったかを証明しなければならぬといった要件などがあるため、まだまだ十分に利用されていないのが実態です。この法律を生かすためにも、私たちがもっと勉強しなければなりませんし、消費者の方には『どうしよう』と思ったときに、すぐ相談にきてほしいですね。そうすれば、また違う対応が取

る場合もあるのです」と話します。

今後は、この窓口を知ってもらい、何事もまず相談に来てもらえるよう一層のPR活動をしていくことが大事だと語ってくれました。

☆ このほかにも、市内にはさまざまな専門機関が相談窓口を開設しています。市内の主な相談機関一覧は西区7ページに記載していますので併せてご覧ください。

西区役所内の相談窓口一覧

- 心配ごと相談 (民生委員・児童委員)
家庭、個人、職場などの悩みや心配事。
毎週月曜日、午後1時～4時。
- 家庭生活相談 (家庭生活カウンセラー)
毎週火・水曜日、午前10時～午後4時。
- 消費生活相談 (消費生活相談員)
毎週木曜日、午前10時～午後4時。
- 交通事故相談 (交通事故相談員)
交通事故の示談、保険請求など。
毎週金曜日、午前9時30分～午後4時。
- 行政相談 (行政相談員)
国などの行政に関する相談。
毎週金曜日、午後1時～4時。
- 高齢者職業相談 (職業相談員)
高齢者への職業紹介など。
月～金曜日、午前9時30分～午後4時。
- 法律相談 (弁護士)
毎月第2・4木曜日(予約制) 午後。
※相談日当日午前9時から電話(641-2400)で予約(先着8人)。

●詳細 西区総務企画課広聴係
TEL641-2400 内線224～226

そんなとき、相談してみませんか